

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津島市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

津島市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税額の通知 ③国民健康保険に係わる証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤国民健康保険団体連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理と機関別符号の取得等
③システムの名称	国民健康保険システム 国民健康保険給付システム 国民健康保険税システム 特定健診等データ管理システム 中間サーバー・団体内統合宛名システム 国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システム及び国保情報集約システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (情報照会の根拠) 項番42,43,44,45 (情報提供の根拠) 項番1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120 (オンライン資格確認の準備業務における根拠) 番号法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	津島市役所 愛知県津島市立込町2丁目21番地 0567-24-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	津島市役所 健康福祉部 保険年金課 愛知県津島市立込町2丁目21番地 0567-24-1113(ダイヤルイン)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月14日	I 5 ②所属長	保険年金課長 服部 純子	保険年金課長 高橋 武利	事後	異動のため
平成29年3月1日	I 1 ②事務の概要	・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。(別添1を参照) ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税額の通知 ③国民健康保険に係る証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する	・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税額の通知 ③国民健康保険に係る証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑥国民健康保険団体連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務	事後	
平成29年3月1日	I 1 ③システムの名称	国民健康保険システム 国民健康保険給付システム 国民健康保険税システム 特定健診等データ管理システム 中間サーバー・団体内統合宛名システム	国民健康保険システム 国民健康保険給付システム 国民健康保険税システム 特定健診等データ管理システム 中間サーバー・団体内統合宛名システム 国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システム及び国保情報集約システム)	事後	
平成29年3月1日	I 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項)	番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3	事後	
令和1年6月30日	I 1 ②事務の概要	・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税額の通知 ③国民健康保険に係る証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑥国民健康保険団体連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務	・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税額の通知 ③国民健康保険に係る証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤国民健康保険団体連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務	事後	
令和1年6月30日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42の項	番号法第19条第7号及び別表第2 (情報照会の根拠) 項番42.43.44.45 (情報提供の根拠) 項番 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,119	事後	
令和1年6月30日	I 5 ①部署	健康福祉部	健康福祉部保険年金課	事後	
令和1年6月30日	I 5 ②所属長の役職名	保険年金課長 高橋 武利	保険年金課長	事後	
令和1年6月30日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	津島市役所 健康福祉部 保険年金課 愛知県津島市立込町2丁目21番地 0567-24-1111 内線2126	津島市役所 健康福祉部 保険年金課 愛知県津島市立込町2丁目21番地 0567-24-1113 (ダイヤルイン)	事後	
令和1年6月30日	IVリスク対策	(記載なし)	(様式変更に伴う追加)	事後	
令和2年7月15日	I 1 ②事務の概要	・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税額の通知 ③国民健康保険に係る証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤国民健康保険団体連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務	・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税額の通知 ③国民健康保険に係る証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤国民健康保険団体連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理と機関別符号の取得等	事後	
令和2年7月15日	I 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3	番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3	事後	

